

平成29年10月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 平成29年10月10日 午後3時30分
市役所 第一委員会室

2 閉会日時 平成29年10月10日 午後5時08分

3 委員氏名

(1) 出席者

西 茂太郎	篠崎 勝義	澁田 幸広	水野 賢二
矢野 秀樹	中野 晃	安武 正一	三輪 順一
澁田 一吉	中野 喬輔	松尾 秀志	青柳 治幸
青柳 茂	水上 哲実	松崎 富雄	原 月江

吉住三千代

(2) 欠席者（1名）

渡 秀孝

4 議事に参与した者

事務局長	牟田口政和
係長	進 誠剛
係	三原 昌代
農政係	小嶋 勉
農政係	松永健太郎

5 会議に付した事項

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 市街化調整区域および都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 市街化調整区域および都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて

第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)の決定について

第5号議案 非農地証明願について

第6号議案 古賀市農業振興地域整備計画の変更について

午後 3 時 30 分開会

○事務局長 () 皆さん、こんにちは。暑い中の現地確認、大変お疲れさまでした。

本日の議案は、第 1 号議案から第 6 号議案となっております。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

本日の出席委員数を報告させていただきます。渡秀孝委員、欠席の連絡をいただいておりますことから、出席委員数は 17 名でございます。古賀市農業委員会会議規則第 7 条の規定のとおり過半数の要件を満たしておりますことから、総会が成立していることを報告させていただきます。

続きまして、議長の選出でございますが、農業委員会会議規則第 4 条の規定により、会長が議長を務めていただくことになっておりますので、以降、議事進行については、会長よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 (君) こんにちは。農繁期も大分済んだような状況でございますがなかなか、それと選挙も入って大変なこととなっております。体に十分気をつけてもらって農作業に励んでもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

では、ただいまから 29 年度の 10 月期の定例の農業委員会総会を開催いたします。

では、まず第 1 号議案農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局、説明お願ひいたします。(発言する者あり) 済みません。

.....
○議長 (君) 議事録署名人を、澁田幸広委員と水野委員さん、お願ひいたします。

.....
○議長 (君) では、第 1 号議案農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局、説明お願ひいたします。番号 8 に対して。

[議案朗読]

○係 () それでは、第 1 号議案農地法第 3 条の許可申請、番号 8 について御説明をいたします。議案書の 1 ページをごらんください。

今回の内容は、申請人が申請地を売買によって所有権を移転し、農地として使用していくという内容でございます。

それでは、まず申請人の御説明をさせていただきます。申請人は さん、年齢 63 歳、古賀市内で農業をされていらっしゃる方でございます。農業従事年数は約 41 年ほどと伺っております。現在の農業経営状況は、水稻及び野菜を作付していらっしゃいます。

続きまして、所有の農機具等でございますが、トラクター、田植え機、コンバイン、トラックをそれぞれ 1 台ずつ所有していらっしゃいます。

続きまして、位置図の御説明をさせていただきます。議案書の 2 ページをごらんください。今

回の申請地は、米多比にございます粕屋警察署小野駐在所の北東に位置します丸囲み内斜線部1筆でございます。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を説明させていただきます。今後の申請地に対する営農計画といたしましては、現在は田として水稻作付していらっしゃいますが、今後も同様に水稻を作付していきたいとのことでございます。

最後に、下限面積の御説明をさせていただきます。申請人の現在の耕作面積は2万8,403.3平米で、今回の申請地は利用権を設定しており耕作面積に含まれておりますので、耕作面積の移動がございませんことから2万8,403.3平米であり、50アール要件を満たしております。

あわせまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたけど、何かありましたら。何かないですかね。——なければ採決とらせてもらってよろこばいましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第1号議案の番号8に対して賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手16/16名〕

○議長（ 君） 全員賛成でありがとうございます。

続きまして、同じく第1号議案の番号9、事務局、お願いたします。

〔議案朗読〕

○係（ ） それでは、第1号議案農地法第3条の許可申請、番号9について御説明をいたします。

今回の内容は、申請人が申請地を売買によって所有権を移転し、農地として利用していくという内容でございます。

それでは、申請地の御説明をさせていただきます。申請人は さん、年齢63歳、古賀市内で農業をされている方でございます。農業従事年数は約41年ほどと伺っております。現在の農業経営状況は、水稻及び野菜を作付していらっしゃいます。

続きまして、お持ちの農機具等でございますが、トラクター、田植え機、コンバイン、トラックをそれぞれ1台ずつ所有していらっしゃいます。

続きまして、位置図の御説明をさせていただきます。議案書の3ページをごらんください。今回の申請地は、米多比にございます粕屋警察署小野駐在所の北東に位置します丸囲み内斜線部

1筆でございます。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。今後の申請地に対する営農計画といたしましては、現在は田として水稻作付されていらっしゃいますが、今後も同様に水稻を作付していきたいとのことでございます。

最後に、下限面積の御説明をさせていただきます。申請人の現在の耕作面積は2万8,403.3平米で、今回の申請地につきましても利用権を設定されていらっしゃいますので、耕作面積の移動はございません。よって、2万8,403.3平米でありますことから50アール要件を満たしております。

あわせまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上です。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたけど、何かありましたら。——ないですかね。なければ採決とらせてもらってよろこばいましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第1号議案、番号9に対して賛成されます方挙手でお願ひいたします。

〔賛成者挙手16/16名〕

○議長（ 君） 全員賛成、ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、第2号議案市街化調整区域及び都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について、番号19、事務局説明をお願ひいたします。

○係（ ） それでは、第2号議案に入ります前に、今回第2号議案の番号19番がこちら新規の計画が上がっておりますが、第3号議案にて8月期の農業委員会で皆さんのほうから御賛成をいただき、許可をいただいております案件と、こちらの第2号議案の19番が関係がございますことから、第3号議案の取り下げについて先に御説明させていただきたいと思っておりますがよろしゅうございましょうか。

○議長（ 君） はい、お願いします。

○係（ ） ありがとうございます。では、3号議案のほうから先に御説明をさせていただきます。

〔議案朗読〕

○係（ ） それでは、第3号議案の番号15について御説明をさせていただきます。

先ほど冒頭に御説明をさせていただきましたが、本件につきましては平成29年度8月期農業委員会にて可決をいただきまして、その後9月に許可がおりた内容でございますが、こちらの申請人の持ち分等の変更があることから、今回第3号議案にて取り下げをしていただきまして、その後第2号議案において新しい内容で議案を上程するものでございます。

なお、第3号議案の番号15と第2号議案の番号19につきましては、計画等の変更はないことは先に申し添えさせていただきたいと思っております。

以上、3号議案の取り下げについて御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明どおり、番号19と3号議案の番号15は同じ案件で、ただ持ち分が変わっただけということでございますので、もう地元委員さんの説明はなしでいいと思っておりますのでそのまま審議に入りたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第3号議案の15と第2号議案の番号19とに関して賛成される方は挙手でお願いします。

〔賛成者挙手16／16名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。全員賛成です。

同じく、第2号議案で番号18、事務局、お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ ） それでは、第2号議案農地法第5条の許可申請、番号18について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条で売買によって所有権を移転し、自己用住宅を建築するといった内容でございます。

それでは、今回の申請の内容について御説明をさせていただきます。

申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

それでは、位置図の御説明をいたします。議案書の5ページをごらんください。今回の申請地は、筵内にあります大根川にかかる蔵園橋、こちらの北西に位置します丸囲み内斜線部1筆でございます。

次に、農地区分の御説明をいたします。先ほど現地でも御確認いただきましたが、こちらの位置図でごらんいただきますと、申請地の西側、南側には宅地による分断、東側は雑種地、その先が宅地による分断をしておりますが、北側にかけて20ヘクタール以上の農地の広がりがあることから、第1種農地であると事務局では判断しております。

ここで第1種農地の例外規定について御説明いたします。農地法施行規則第33条には不許可

の例外の記載があり、第33条の第1号4項には住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住するものの日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの、敷地面積がおおむね500平方メートルを超えないものに限るというものがございます。

こちらの位置図を見ていただきましたらわかりますとおり、今回は集落に接続しておる内容での住宅の建築という内容でございますので、こちらの農地法施行規則第33条、こちらの第1項第4号に該当するのではないかとということで第1種農地の例外規定、こちらで事務局は判断しておるところでございます。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の6ページをごらんください。今回の計画は、自己用住宅建築に関する図面が示されておるところでございます。まず、乗入口につきましては、西側道路1カ所からとなっており、駐車場2台分及び建屋、庭をつくる計画となっております。南側及び北側には既設のコンクリートブロックがございますが、東側につきましては新設のコンクリートブロックを設け、土砂等の流出がないようにする計画となっております。

では次に、雨水及び雑排水関係について御説明をさせていただきます。まず、雨水につきましては、住宅の周囲に雨水枡を設け、前面道路の西側既設道路側溝へ排出する計画となっております。

次に、汚水及び雑排水関係について御説明をさせていただきます。汚水及び雑排水等につきましては、前面の西側道路に公共下水管が通っておりますので、こちらへ排出する計画となっております。

次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。切土及び盛土につきましては、A-A断面がこちらの計画図の下側のところに記載しており、B-B断面がこちらの計画図のちょうど真ん中あたりに縦抜きに記載されておるところでございます。

A-A断面については最大10センチ、B-B断面についても最大10センチの盛土を行い、水勾配を設ける計画となっております。なお、今回の計画では切土は発生いたしません。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。今回は無条件承諾ということで、平成29年9月20日付の承諾書の提出がっております。あわせて、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明終わりましたので、地元の 委員さん、御説明お願いたします。

○委員（6番 君） 筈内としまして、9月20日開発委員会を開きまして、先ほど説明がありました6ページですかね、前面U字溝、前面水路に雨水は流す、汚水は集落排水に流すというふうな内容でございましたので、無条件で許可をいたしております。

それから、U字溝につきましては市に渡すというふうな内容で、セットバックの部分で60センチぐらいをするというふうな内容でございましたので、無条件で印鑑等々を押しております。

以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま地元委員さんの説明終わりましたけど、何か御意見がありましたら。——ないですかね。なければ、採決とらせてもらってよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第2号議案の番号18に対して賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手16/16名〕

○議長（ 君） 全員賛成で可決されました。ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、第4号議案農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局、説明お願いいたします。

〔議案朗読〕

○農政係（ 君） それでは、第4号議案について御説明させていただきます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回議案上程いたしました。

13ページをごらんください。左上に、平成29年度第6号と書かれております。今回、新規で2件の利用権設定の申し出があり、うち1件は解除条件付の申し出となっております。

申し出内容について御説明をさせていただきます。14ページをごらんください。

整理番号15、貸し手、 君、古賀市青柳在住、借り手、株式会社 君、代表取締役、 君、古賀市青柳に事務所がございます。利用権設定をする土地は、青柳の字立花木の畑2筆、合計1,426平米です。

平成29年10月1日から平成32年12月末まで、4年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、14ページの記載のとおりとなっております。

続きまして15ページ、整理番号16、貸し手、 君、古賀市筵内在住、借り手、 君、福岡市在住、利用権設定をする土地は筵内の字貴布祢の田1筆413平米です。

平成29年1月から平成29年12月末まで、1年間の解除条件付の貸し借りとなっております。

なお、整理番号16につきまして、今まで借り手の 君さんはお兄さんの手伝いでしか農業をされておられませんでした。現在、お兄さんの体調が悪く営農ができないことから、今回初め

て■■■さんが主として営農されることから、解除条件付の申し出として受理しております。

その解除条件を付した誓約書の提出がっておりますので、読み上げさせていただきます。

誓約書、今般、下記物件に対し農業経営基盤強化促進法による利用権設定を行うに当たり、農地の受け手として下記の事項を忠実に履行することを誓約いたします。

1、当該地について、周辺農業の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じさせないよう、適正に利用します。

2、地元水利組合との話し合いには必ず参加し、他の農業者との適切な役割分担のもとに、継続的かつ安定的な農業経営を行います。

3、当該土地の利用について、農業に必要なもの以外は持ち込みません。

4、当該土地の利用状況について、毎事業年度の終了時に古賀市が定める様式により報告いたします。

5、上記に違反した場合は、農地の過失による契約の解除及び古賀市による勧告に従います。

平成29年9月25日、■■■。

借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、15ページの記載のとおりとなっております。

以上、新規の利用権設定について、全て地元農業委員の署名捺印をいただいておりますことから、市にて受理をしております。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（■■■君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明終わりましたけど、第4号議案について賛成じゃなくて何か御意見ありましたら。——ないようでしたら採決とりたいと思いますが、よろございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（■■■君） では、第4号議案について賛成されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手16/16名〕

○議長（■■■君） 全員賛成、ありがとうございます。

○議長（■■■君） 続きまして、第5号議案非農地証明願について、番号3から事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（■■■） それでは、第5号議案、番号3について御説明をさせていただきます。

今回の申請は、農地法第2条に定めるのうちであるか否かを当農業委員会に決定していただくための議案上程でございます。

申請人及び申請地の詳細につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

では、今回の申請の非農地証明に至る経緯について御説明をさせていただきます。17ページの位置図をごらんいただきながら説明をさせていただきたいと思っております。

今回の申請地には申請者の父の居宅があり、40年以上前から宅地として利用されておりました。居宅の大半につきましては以前より地目が宅地でございましたが、庭及び居宅の一部につきましては地目が農地のまま利用されており、転用の許可がなされておりました。

今回の申請者2名が平成10年に相続を受けておりますが、課税については相続前から宅地として課税されていたことから、そのまま気づかず現在の状況に至っております。

今回、自宅の一部が崩れておりましたことから、こちらの改築について業者を交えて調べたところ、地目が農地として残っているということがわかり、農業委員会事務局へ相談がございましたことから今回の非農地証明の申請に至りました。

では、位置図の御説明をいたします。先ほど現地にて御確認をしていただきましたが、国道3号線高田交差点の東側に位置します丸囲み内斜線部2筆でございます。

次に、交付基準について御説明をいたします。議案書の18ページから19ページをごらんください。こちらの非農地証明適用検討内容一覧表を御確認いただきながら御説明をさせていただきたいと思っております。

まず1番ですが、住宅等の敷地として利用され、建築後おおむね20年以上経過していることとございますが、40年以上前から宅地として利用されておりますことから適としております。

2番、住宅等の進入道路、その他生活上不可欠な道路敷として利用されてございますが、こちらについては玄関口の入り口が住宅等の進入道路となっておりますことから適としております。

3番につきましては、市街化区域農地ではございませんので、検討外としております。

4番、農地法第51条の規定による違反転用処分等または違反転用の指導を受けておりませんことから適としております。

5番、農業振興地域の整備に関する法律に基づく古賀市の農振の整備計画における農用地区域内の土地ではないことから適としております。

6番、農業生産力の高い土地で土地改良事業の対象農地ではないことから適としております。

7番、農業施設等の補助対象農地ではないことから適としております。

8番、集団性のある優良農地内ではないことから適としております。

9番、自然災害による被災土地ではありませんので、検討外としております。

10番、おおむね20年以上耕作放棄され、将来的にも農地として使用することが困難であり、農地行政上特に支障がないと認められる土地であることから適としております。

11番、農地法第30条第3項の規定による指導を農業委員会より受けておりませんので適としております。

12番、他の法令等との調整の見込みがあることから適としております。

13番、その他、農業委員会が特に必要と認めたものがないことから検討外としております。
次に、地元における現地確認書について御説明をさせていただきます。

平成29年9月25日付で地元の農業委員さん及び農区長さんの署名捺印をいただいております。なお、地目変更後の申請地の利用方法といたしましては、地目を宅地に変更後、自宅の改修を行いたいということでございます。

最後に、今回の非農地証明願の提出に当たり、申請者より顛末書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

顛末書、古賀市農業委員会殿、私どもが所有しております古賀市久保字■■■■番■■■■、■■■■番■■■■については、平成10年7月11日に父から相続いたしました。約40年前に父が農地法の手続をせず、住宅地としてこれまで使用してまいりました。

現在、このような状況が20年以上続いていることから、農地に戻すことは困難であります。農地法の手続の必要性を知らなかったとは言え、古賀市農業委員会に対して多大なる御迷惑をおかけしたことを深く反省し、今後このようなことがないようにしてまいります。

このたび非農地証明手続申請をさせていただきますので、何とぞ御配慮賜りますようお願い申し上げますとのことで、平成29年9月25日付で申請人の両名から顛末書が提出されております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（■■■■君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明終わりましたので、地元の■■■■委員さん、御説明お願いいたします。

○委員（4番 ■■■■君） 御説明いたします。

詳細につきましては、ただいま事務局のほうより説明がありましたとおりでございます。

申請者より農区に連絡がありまして、平成29年9月25日に現地確認を実施いたしました。40年以上前より建屋があり、周辺の農地への被害もない状況であることから、■■■■農区としては問題なしと判断し、署名捺印をいたしました。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（■■■■君） ありがとうございます。ただいま地元委員さんの説明が終わりましたので、何か御質問ありましたら。——ないですかね。なければ採決とらせてもらってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（■■■■君） では、第5号議案の番号3について賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手16／16名〕

○議長（ 君） 全員賛成、ありがとうございます。

続きまして、同じく5号議案で番号4、事務局、お願いいたします。

ちょっと済みませんが休憩に入らせてもらいます。

午後4時29分休憩

.....
午後4時45分再開

○議長（ 君） それでは再開いたします。

では、第5号議案の非農地証明願について、番号4から事務局、お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ ） それでは、第5号議案の番号4について御説明いたします。議案書の16ページをごらんください。

今回の申請は、農地法第2条に定める農地であるか否かを当委員会に決定していただくための議案上程であります。

申請人及び申請地の詳細につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

では、今回の申請の非農地証明に至る経緯について御説明をさせていただきます。20ページの位置図をごらんいただきながら御説明をさせていただきたいと思っております。

今回の申請地の西側には申請者の居宅があり、60年以上前から宅地として利用されておりました。平成元年に改築を行った際に、こちらの居宅の道路ぎわ、南側の部分から居宅を改築の際に北側に引き込んでしまったため転用の許可をなされておらず、現在の建屋の部分については平成26年4月に非農地証明の手続をなされておりましたが、今回申請のあっております庭の部分2筆については農地のままとなって残っておりました。

今回の申請地につきましては、申請者より農業委員会事務局へ相談がありましたことから、今回の非農地証明の申請に至りました。

それでは、位置の御説明をいたします。先ほど現地でも御確認をしていただきましたが、筵内にあります新町1組合集会所の北西にあります。地図上丸囲み内の斜線部分2筆でございます。

次に、交付基準について御説明をいたします。議案書の21ページから22ページにかけてとなります。

こちら21ページの非農地証明適用検討内容一覧表にそって確認をしていただきたいと思いますと思っております。

まず1番、住宅等の敷地として利用され、建築後おおむね20年以上経過していることとございますが、平成元年より利用されており28年となっておりますことから適としております。

2番、住宅等の進入道路、その他生活上必要不可欠な道路敷として利用されてございますが、現在自宅への乗入口となっておりますことから、2番については適としております。

3番は、市街化区域内農地ではございませんので、検討外としております。

4番、農地法第51条の規定による違反転用処分または違反転用の指導を受けていないことから適としております。

5番、今回の申請地につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づく古賀市農業振興地域整備計画における農用地区域内の土地ではないことから適としております。

6番、農業生産力の高い土地で、土地改良事業の対象農地ではないことから適としております。

7番、農業施設等の補助対象農地ではないことから適としております。

8番、集団性のある優良農地内でないことから適としております。

9番、自然災害による被災土地ではございませんので検討外としております。

10番、おおむね20年以上耕作放棄され、将来的にも農地として使用することが困難であり、農地行政上特に支障がないと認められる土地であることから適としております。

1.1番、農地法第30条第3項の規定による農業委員会から指導を受けておりませんことから適としております。

2.2ページをごらんください。1.2番、他の法令等との調整の見込みがあることから適としております。

1.3番、その他、農業委員会が特に必要と認めたものがないことから検討外としております。

次に、地元における現地確認書でございますが、平成29年8月23日付で地元の農業委員さん及び農区長さんの署名捺印をいただいております。なお、地目変更後の申請地の利用方法といたしましては、地目を宅地に変更し、宅地として利用していきたいとのことでございます。

最後に、今回の非農地証明願の提出に当たり、申請者より顛末書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

顛末書、古賀市農業委員会会長殿。私が所有しております土地、古賀市筵内[]番、[]番については、平成元年に母と夫により建物が建築されて以来28年が経過しております。

本件について、平成元年より宅地として利用されていたことにより、非農地証明手続申請をさせていただきます。農地法の手続の必要性を知らなかったとはいえ、古賀市農業委員会に対して多大なる御迷惑をおかけしたことを深く反省し、今後はこのようなことがないようにしてまいります。

このたび、非農地証明手続申請をさせていただきますので、何とぞ御配慮賜りますようお願い申し上げますとの内容で、平成29年9月20日付で申請者より顛末書の提出がっております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明終わりましたので、地元委員さんの さん、御説明お願いいたします。

○委員（6番 君） 本件につきまして、2筆の件でございますが、8月23日に筵内区開発委員会を開きまして説明を受け、全員で協議いたしました。

平成元年よりの28年来の使用、納屋それから居り屋に入るとに使用しましたということでございましたので、別に開発委員会としては支障がないということで、地元の開発委員会で問題なしと判断いたしまして署名捺印をしておりますので、協議よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま地元委員さんの説明が終わりましたが、何かありましたら。——何かないですか。——何もなければ採決とりたいと思いますが、よろございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第5号議案の番号4について賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手16/16名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、第6号議案古賀市農業振興地域整備計画の変更について、1番、計画変更の内容、編入について、事務局、説明お願いいたします。

〔議案朗読〕

○農政係（ ） それでは、整理番号1について説明いたします。議案書の23ページをごらんください。先ほど、5号議案、整理番号4で説明がありました関連議案になります。

経過につきましては、先ほど説明がありましたとおりです。

議案書24ページ、ごらんください。位置図になります。今回の申出人は所有者でもある になります。今回の申請地は、筵内前田にあります新町1組合集会所の北西に位置します丸囲み内斜線部1筆が申出地となります。地目が田で面積が39平米になります。

計画につきましては、農地利用のための編入となります。現在は畑として利用されていますが、点線部分の農振農用地を含めた農地で、今後も畑として利用していく予定であります。

議案書の25ページをごらんください。計画図になります。今回の申請地は 番の ですが、 番と 番を合わせて畑として利用していくための編入の申し出があつて

おります。

では、別にお配りしております資料1の2ページをごらんください。土地利用計画図、農振の土地利用計画図になります。左上、丸囲み内が申出地になります。

3ページをごらんください。土地利用計画図の詳細図になります。左上、丸囲み内斜線部が申出地になります。今回の編入の申し出については、集团的に存在する規模以上の農振農用地の広がりがあり、畑での利用であるため隣地の営農に支障を及ぼすことはございません。

編入の手続についてであります。農振除外のように代替地の検討や5要件の審議の検討はありませんので、あらかじめ申し上げておきます。

委員におかれましては、この申出地を編入していかどうかについての御意見をいただきたいと思っております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明終わりましたので地元委員さんの 委員さん、再度またお願いいたします。

○委員（6番 君） 今回の申し出は、非農地証明に伴う関連案件でございまして、地元開発委員会で幾度となく協議を重ねまして、農振の編入ということで地元開発委員会との協議に至った案件でございまして、最終的には幾度となくやりましたが、8月の23日に開催しました地元開発委員会で問題なしということでの判断で編入というような申請になったわけでございますので、御審議方よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま地元委員さんの説明が終わりましたが、何かありましたら。——ないですかね。——なければ採決とりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第6号議案の番号1、編入に対して賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手16/16名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、同じく6号議案で計画変更の内容の除外について、番号1、説明お願いいたします。事務局。

〔議案朗読〕

○農政係（ ） それでは、2の計画変更の内容、除外、整理番号1について説明いたします。議案書27ページをごらんください。位置図になります。今回の申出地は、筵内字前田

にある新町1組合集会所北西に位置します丸囲み内斜線部1筆が農振農用地の除外となります。申出人は、所有者でもあります[REDACTED]氏になります。

今回の計画内容としましては、自己用住宅の建設であります。先ほど説明があったとおり約28年前から現在の状況であります。今回の申出者より相談を受け、福岡県とも協議を行っており同意を得ております。他法令の調整については、都市計画課の確認ができておりますことから問題ないと考えております。

議案書の28ページごらんください。計画平面図になります。計画平面図については、既存の図面となりますが、計画面積が323.30平米となり、水利関係ですが雨水については溜柵に集水し、側溝に排水します。生活雑排水については、前面道路の既存污水管に排水する計画でございます。

切土及び盛土についてはございません。

では、別にお配りしております資料1、除外のための5要件がクリアされているか順にチェックしていきたいと思っておりますので、資料1の1ページをごらんください。ここでは、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に該当する5つの検討要件が全て満たされているかを確認していきます。

まず、第1号の申出地以外に代替できる土地がないこととなっておりますが、代替地の検討については所有地の農地の広がりがありますが、1種農地で周辺に影響がある農地であることや農振農用地であることを理由に、今回の申出地以外では目的の達成ができないとの検討結果であります。

次に、第2号の農用地の集団性や周辺農地への支障はないかという点でございます。資料1の3ページごらんください。農振図の詳細図になります。農用地の集団性を申し上げますと、農振整備計画で申し上げます今回の申出地については集団性がありますが、約数10年前から農家用住宅として利用しております。このことを考えますと、農業の効率かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと判断しております。

次に、第3号の農用地の利用集積に支障はないかという点につきましては、当該除外地の所有者については、隣地においても自己所有地であることから、当該地を除外しても支障がないと判断しております。

次に、第4号の水利など、土地改良施設に支障はないかという点については、議案書の計画図28ページをごらんください。申出地については現地でも確認していただいたところですが、雑排水につきましては既存の污水管を利用し、雨水排水についても宅内の雨水は敷地内の溜柵に集め側溝に排水します。この申し出の際に、地元水利組合長の署名捺印もいただいておりますことから、支障はないものと判断しております。

次に、第5号補助事業を受けている場合は8年以上経過していることとあります。除外申出地は、国県などからの公共投資を受けている土地ではないことからこれには該当しません。

今回、農業委員会会長宛に所有者から顛末書が出ておりますので朗読させていただきます。

顛末書、古賀市農業委員会会長殿。私が所有しております土地、古賀市筵内字前田■■■■番の■■■■については、平成元年に母と夫により建物が建築されて以来、建物が上記土地にかかった状態となっており28年が経過しております。

私が土地建物を相続しましたが、既に建物が建っており、現在もそこで生活していることもあり、農地に戻すことは困難であります。そのため、農用地からの除外の申請をさせていただくとともに、現状の是正のために農用地への編入の申請をさせていただきます。

今回測量を行い、■■■■番の■■■■の土地を建物の敷地となっている部分と畑となっている部分、■■■■番の■■■■に分筆を行いました。そして、建物敷地については農用地からの除外を申請し、畑部分については農用地へ編入することといたします。

農地法の手続の必要性を知らないとはいえ、古賀市農業委員会に対して多大なる御迷惑をおかけしたことを深く反省し、今後はこのようなことがないようにしてまいります。

このたび、農用地から除外、■■■■番の■■■■及び農用地への編入■■■■番の■■■■、■■■■番の■■■■の申請とともに、非農地証明手続申請■■■■番の■■■■、■■■■番の■■■■をさせていただきますので、何とぞ御配慮賜りますようお願い申し上げます。平成29年9月20日、古賀市筵内■■■■番の■■■■、■■■■。

以上が顛末書になります。

説明は以上です。委員におかれましては、ここを農用地区域から除外していかどうかについての御意見をいただきたいと思っております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（■■■■君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明終わりましたので、再度ですけど地元委員の■■■■委員さん、御説明お願いいたします。

○委員（6番 ■■■■君） 筵内区筵内前田の■■■■の■■■■番の除外ということで、事務局説明がありましたようにもう28年来農家住宅として使用されている土地でございまして、本日現地見てもらったとおり、何ですかね文面では住宅計画となっておりますがもう現在住んでおられまして、御確認いただいたとおりで必要最小限の除外地域でありますし、近隣につきましても本人の所有となっておりますことから、問題がないというふうな開発委員会の考えで、農地の雨水排水、水利問題につきましても全然支障がないということで、地元開発委員会におきましても協議を重ねました結果、除外かやむを得ないというふうな判断をしておりますので、皆様御審議よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま地元委員さんの説明終わりましたが、何かありましたら。——ちょっといいですか事務局。

これ、2番の計画変更の内容の除外ということになるとこれは、 番の というのはこれ除外じゃなくて本来は、非農地証明でもいかなのかい。事務局。

○係（ 君） ただいまの御質問にお答えいたします。

当該地1286番2につきましては、平成26年4月期農業委員会において非農地証明を出している案件でございますが、農振農用地であることだけが残っている状況でございます。

農振農用地からの除外につきましては、古賀市の農振の整備計画により指定されているものでございまして、こちらの除外の手続をとらない限りは除外ができないという内容でございますので、こういった除外の申請が必要となっております。

以上でございます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ほかに何かないですか。基本的にこの3件は、いろいろ出し入れがあつて大変ややこしくなつておもうと思います。ただ農振農用地に編入もありますし、そういう面に関して先方に対してある程度農地を荒らさないという話をやっぱりつけてもらわんと厳しいんじゃないかならうかと思ひます。そういう方向でやってもらわんと、この案件が漏れてくると、どこもここも同じような案件があるんじゃないかならうかと心配する懸念があります。

何かほかはないですかね。——何かないですかね。——事務局。

○事務局長（ ） 今回、10月期に議案上程をさせていただいております第5号議案並びに第6号議案の関連については、発端が平成26年の4月期農業委員会における非農地証明願の部分と非農地決定通知との事務局側の理解が乏しいというところもひとつ要因にあったかというふうに深く反省をしておるところでございます。委員会におかれましては、大変御迷惑をおかけしたというふうに深く反省をさせていただいております。

そこで、この関連についての議案上程の内容でございますが、やはり農振農用地に編入をしていくというふうな発言もございませう中で、農業委員会の事務局といたしましては農用地に編入するという意味合いをやっぱり申請人の方に改めて御説明をさせていただき、耕作放棄地にならないように日々管理を農地としてしていただくことを強く申し上げたいというふうに思っております。

さまざまな議論の中で、もちろんその農地の進入道路もございませうが、現時点では申請人、土地の所有者が自作をしていただくというお話も聞いておりますことから、ちょっと繰り返になりますけれども、農地としてしっかりと日々管理をしていただくことを事務局としても、本件が採

扱をされた暁には申請人のほうには強く申し入れをして、適正な農地の管理、地元、また周りの農地に影響を及ぼさないような形での管理を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局が申した案件で進めていきたいと思っておりますので、この案件に対して採決とりたいと思っておりますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、この第6号議案について、除外に対して賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手16／16名〕

○議長（ 君） 全員賛成でありがとうございます。

これをもちまして議案を終わらせていただきます。どうもお疲れさまでした。

午後5時08分閉会
